



松山圏域連携中枢都市圏
Matsuyama wide Area Partnership

松山圏域と広島広域都市圏の交流活動などを補助します

地域コミュニティの活性化と公共交通の利用促進のため、松山圏域や広島広域都市圏（以下「広島圏域」）で、交流や視察などにかかる公共交通運賃や貸切バスの利用料を補助します。

対象団体	地域活動団体	まちづくり協議会、町内会、社会福祉協議会、PTA など	
	産業関連団体	商工会、商店街振興組合、農業共同組合など	
対象事業	交流事業	団体交流型	団体が松山圏域や広島圏域で交流する事業
		イベント出展型	団体が松山圏域や広島圏域で開催されるイベントなどに出席する事業
	単独事業	団体が広島圏域で地域資源の視察などを行う事業	
対象経費	公共交通型	団体の構成員が3人以上参加し、集合地点から目的地の間を往復する公共交通機関（電車、バス、船舶など）	
	貸切バス型	団体の構成員が10人以上参加し、利用する貸切バスの利用料金（借上料のみ）	
補助金額	交流事業	経費の3分の2（上限＝1人1万円または1団体20万円で額が低い方）	
	単独事業	経費の2分の1（上限＝1人5,000円または1団体10万円で額が低い方）	
申請期間	第1期	6月1日～9月30日	
	第2期	10月1日～令和8年3月31日	

詳細は、
ホームページで確認を



【申請方法】 活動実施日の2週間前までに、事前協議が必要です。
必要書類を下記の申請先へ提出してください。

◆申請先・問い合わせ 財政課企画戦略係 ☎985-4103



「BizG Masaki」で経営力を強化しませんか

松前町は、経営課題に悩む中小企業や創業予定者を支援するため「LINE」とAIを活用した情報配信システムに加え、学習支援や専門家による伴走支援を一体化したオンラインプラットフォーム「BizG Masaki」を構築しました。行政・支援機関・事業者をつなぐ支援モデルの導入は県内自治体として初の試みです。

経営ニュースや補助金情報を「LINE」でお届け！

経営のヒントとなる記事や動画が手軽に見れる

支援機関やビジネスパートナー候補とのマッチングがスムーズ



◆利用方法 町ホームページ(右下のQRコード)にあるフォームから登録を



問 産業課商工振興係 ☎985-4120

◆オンライン型ビジネス大学 「ロカジ松前校」受講生募集！

町内の中小企業者や創業予定者向けに、経営大学形式のオンライン講座「ローカルビジネスカレッジ松前校（ロカジ松前校）」を開講します。専門家による伴走支援を受け、売上アップに取り組みませんか。

- 受講期間 7月～10月
- 受講形式 オンライン（一部対面）によるグループコンサルティング
- 学習内容 マーケティングをはじめとした売上アップに関するもの
- 申込方法 町ホームページ（下のQRコード）にあるフォームから申し込み



児童手当を受給している皆さんへ 現況の確認にご協力を

児童手当現況届の提出が必要な人へは、6月中旬までに案内文書を送送します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。

※提出しないと6月分以降の手当が受けられませんのでご注意ください。

▼現況届の提出が必要な人

- ①里親
- ②児童と同居していない人
- ③配偶者と離婚協議中で、児童と同居しているために受給者として認定を受けた人
- ④無戸籍の児童を養育している人
- ⑤町が現況届の提出が必要と判断した人



- ① 町外に住民票がある児童や配偶者の住所・氏名に変更があった場合
- ② 受給者が結婚または離婚をした場合
- ③ 離婚協議中に受給者の認定を受け、その後、離婚が成立した場合
- ④ 受給者の健康保険証が変わった場合(被用者・非被用者の区分が変わった場合)

●子育て支援課児童福祉係
☎ 985-4114

毎月19日は食育の日 6月は食育月間です

食をとりまく社会環境が大きく変化する中で、食べることによって心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切です。

- ① 毎日朝食を食べましょう。
- ② 食事を楽しみましょう。

- ③ 食卓に松前産を取り入れていきましょう。
- ④ 食卓に松前産を取り入れていきましょう。

●健康課健康増進係
☎ 985-4118

医療費助成の更新

●ひとり親家庭医療費(申請での更新)
●重度心身障がい者医療費(自動更新)

現在の受給者証の有効期限は6月30日(月)です。次の要領で、受給者証の更新を行います。

【ひとり親家庭医療費助成】

更新には手続きが必要です。5月中旬に発送した案内文書を確認し、忘れずに手続きをしてください。前年の所得に対して所得税が課税されている場合は、7月1日以降の受給資格が認められない場合がありますので、ご了承ください。

年度をさかのぼって資格喪失となった場合は、それまでに助成していた医療費の返還が必要になります。

●子育て支援課児童福祉係
☎ 985-4114

【重度心身障がい者医療費助成】

更新の手続きは必要ありません。新しい受給者証を6月中旬ごろに送付します。6月末までに届かない場合は、お問い合わせください。

●福祉課障がい福祉係
☎ 985-4112

高齢者に関する法律相談

町内在住の65歳以上の人の法律に関すること(債務や相続、成年後見制度など)を弁護士に相談し、アドバイスをもらうことができます。相談は予約制で、原則1組1回(30分程度)です。電話または窓口でご予約ください。その際に相談内容をお伺いし、相談受付票を作成します。

▼対象 町内に在住する65歳以上の人、その家族

▼定員 各日2人程度(予約制)

▼日時 毎月第3火曜日 16時～17時

(6月17日、7月15日、8月19日、9月16日、10月21日、11月18日、12月16日、1月20日、2月17日、3月17日)

▼場所 1階相談室

▼予約方法 電話または窓口

▼料金 無料

●福祉課地域包括支援センター係

☎ 985-4205

プラス400円の付加年金制度 国民年金を増やしませんか

農業や自営業などの国民年金第1号被保険者と65歳未満の任意加入保険者は、月額1万7510円の保険料に400円の付加保険料を追加して納付すると、将来受け取る年金額を増やすことができます。



▼2年以上でお得 付加年金制度は、2年以上受給すると支払った額以上の付加年金が受給できてお得です。ただし、国民年金基金加入者や会社員の妻などの第3号被保険者は納付することができません。

▼申込方法

年金手帳(または納付書)かマイナンバーが分かるものを持参して手続きをしてください。

▼申込先・問い合わせ 町民課住民係

▼受給額(年額) 200円×付加保険料を納付した月数分が毎年上乗せされます。

☎ 985-4106
☎ 925-5105
松山西年金事務所国民年金課

第75回 社会を明るくする運動松前町大会

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。

▼日時 7月4日(金) 15時～

●福祉課地域福祉係

☎ 985-4232

75歳以上の皆さんへ 歯科口腔健診を受けましょう

お口の健康は、おいしい食事はもちろんのこと、全身の健康につながります。この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診しましょう。

▼対象者 愛媛県後期高齢者医療保険に加入している人

※6カ月以上入院している人、障がい者支援施設・のぞみの園の設置する施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・介護保険施設に入所(居)している人は対象外

▼費用 無料(年度で1回限り)



▼期間 6月2日(月)～令和8年2月28日(土)

▼受診方法 電話か窓口で申し込んでください。確認後、クーポン券、受診票等を送ります。その後、希望する登録歯科医院に予約の上、受診してください。

▼申込先・問い合わせ

愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎ 911-7739
健康課健康増進係
☎ 985-4118

不安や悩みは専門家に相談を

本人だけでなく家族も相談できます。ぜひ気軽に利用してください。

【75歳の健康相談(個別相談)】

▼日時 7月11日(金)
① 13時30分～14時30分
② 14時30分～15時30分
③ 15時30分～16時30分

※1回1時間程度で予約制

▼相談員 精神科医

▼場所 福祉センター

※右以外の日程は、「令和7年度松前町こころのカレンダー」や広報ま

さきで確認を。

▼予約方法

電話か、左のQRコードから予約



▼申込先・問い合わせ 健康課健康増進係

☎ 985-4118

ペアレント・メンターCafeを開催します

お子さんのことをペアレント・メンターに相談しませんか。秘密は守りますので、安心してご相談ください。

●ペアレント・メンターって？

発達障がいのある子どもの子育ての経験を生かして、同じような子どもを持つ親に対し、悩みを聞いて共感したり、情報提供を行ったりします。相談支援に関するトレーニングも受けています。



- ▼日時 6月25日(水)10時～12時
- ▼場所 福祉センター2階集会室
- ▼対象 発達障がい(診断を受けていない場合も含む)のある子どもの親 ※子ども年齢制限はありません
- ▼内容 グループでの相談会
- ▼定員 5人
- ▼費用 無料
- ▼申込方法 電話申し込み
- ▼締め切り 6月13日(金)
- ▼申込先・問い合わせ 福祉課障がい福祉係

☎985-4112

成年後見制度の相談窓口を設置しました

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る支援者を選ぶことで、法的に支援する制度です。

松前町では専門相談窓口として中核機関を設置し、成年後見制度の利用に関する相談や普及啓発活動、成年後見人等として支援をされている人の支援等を行います。

ご相談がありましたら、お気軽に窓口までお越しください。

▼場所 福祉課

福祉課障がい福祉係

☎985-4155
福祉課地域包括支援センター係
☎985-4205



納め方を確認しましょう

町県民税の納税方法をお知らせします

▼給与からの特別徴収 事業主が従業員の毎月の給与から天引き

▼【対象者】前年中に給与の支払いを受け、令和7年4月1日に事業所に在籍している人

▼【税額】給与支払者を通じ、特別徴収税額通知書で5月にお知らせ

▼年金からの特別徴収 公的年金支払者が受給者の年金から天引き

▼【対象者】前年中に公的年金などの支払いを受け、7年4月1日に年金の受給権がある65歳以上の人(昭和34

年4月3日～35年4月2日生まれの人)は10月支払い分から天引き

▼【税額】納税通知書で6月にお知らせ

▼普通徴収(納付書または口座振替) 特別徴収以外の人が、口座振替か町から送付する納付書により年4回で納めます。

▼【税額】納税通知書で6月にお知らせ ※収入の種類により、複数の納税方法が併用されます。

☎985-4110
☎985-4110

固定資産の現地調査にご協力を

町は、固定資産税の適正な課税を行うことを目的に、現地調査を行っています。現地調査とは、町内の土地の状況(田、畑、宅地、雑種地など)や家屋の状況(新築、増築、取り壊しなど)を調査することです。調査を行う町の職員が、使用状況などを質問することもあります。



☎985-4111

☎985-4111

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎989-5103
FAX 984-6272

風水害に備えて 水防工法訓練を行いました

「令和7年度松前町消防団・自主防災組織合同水防工法訓練」は5月18日、徳丸の二輪車公園西にある重信川左岸堤防で行われ、消防団、自主防災組織や松前消防署などから約400人が参加しました。

川が増水しやすい時期に、風水害による被害を最小限に食い止めるため行われる同訓練。自主防災会の皆さんは、まず土のうを作り、それらを積み重ねてブルーシートで覆うことで、急速な増水による浸水を防ぐ工法などを実践。消防団の皆さんは、河川が増水により堤防が決壊する

松前町公式防災フェイスブックページ



恐れがある場合を想定して、月の輪工法や改良積み土のう工法という河川の堤防決壊を防ぐ訓練を実施。参加者は防災への意識を高めていました。



- 1 月の輪工法の訓練を行う消防団員
- 2 ロープ結索を練習する自主防災会の参加者

透き通る 誇れる水に 感謝する

6月1日～7日 水道週間

水は限りある資源です。暮らしの中で水の使い方に無駄がないか見直してみましょう。



水を大切に

- 歯磨き 水を流したまま磨くと30秒間で約6リットルの水を使います。コップにくめば約0.6リットルで済みます。
- お風呂 シャワーを1分間出しっぱなしにすると、10～12リットルの水を使います。小まめに止めるなど、無駄遣いしないようにしましょう。
- 洗濯 お風呂の残り湯を使いましょう。温かい水なら洗浄効果も高まります。残り湯は、庭木の水やりや、水まきにも利用できます。
- 洗車 ホースを使って洗車した場合、20分で約240リットルの水を使います。バケツにくめば約30リットルで済みます。

漏水していませんか

使用水量が多いと思ったら、漏水しているかもしれません。次のように調べてみましょう。

- ①家の蛇口を全部閉める。
- ②水道メーターのパイロット(銀色の丸いもの)が回っていないか確認。少しでも回っていたら漏水の疑いがあります。

パイロット



※ 宅内の漏水修理は個人負担となりますので、町指定給水装置工事事業者が修理センター(☎984-6569)へ直接依頼してください。その他、不明な点は下記にお問い合わせください。

☎上下水道課業務係 ☎985-4126